

構造改革特区の検討状況について

平成15年2月17日
構造改革特区担当大臣
鴻池 祥肇

1. 検討の状況

- 1月15日締切りの構造改革特区の第2次提案募集については、412の主体から651の構想が提案された。
- これらの提案で出された規制改革事項(うち約半数が、事実誤認や税財政措置の要望等)について、1月21日の第1回構造改革特別区域推進本部において、総理から「実現するためにはどうしたらいいか」という方向で検討するよう御指示があったところであり、現在関係省庁と調整を行っているところ。
- これらのやり取りについては、ホームページ上において公開し、さらに各省庁からの回答について提案者からのコメントを受け付けている。
- 今後2月下旬に開催を予定している第2回構造改革特別区域推進本部において、構造改革特区で新たに特例措置を講じることが出来る規制のメニューを決定し、法律改正による対応が必要なものについては、今通常国会に構造改革特別区域法の改正法案を提出する。
- なお、8月30日締切りの第1次提案募集の結果実現したものについては、4月1日から構造改革特別区域法に基づいて、地方公共団体から構造改革特別区域計画の認定申請を受け、4月中旬には特区の第1号認定が実現する予定。
- 平成15年中に、構造改革特別区域推進本部に民間人、学識経験者等第三者からなる評価委員会を設置し、特区で講じられた規制の特例措置の全国実施の可能性等について評価を実施する。

これまで各省庁との検討の結果「特区として対応」又は「全国において対応」することとなった主な規制改革事項は、下記のとおりである。(今後検討の進展によりさらに追加)

【特区で実施】

- ・ロボットの歩道における歩行試験を実施するために、道路使用を容認
 - ・地方公務員の勤務形態を弾力化するために、地方公務員の臨時的任用期間を延長
 - ・外国人IT技術者の導入を促進するために、在留期間を3年から5年に延長
 - ・一定の条件を充たす特定国の国民からの短期滞在査証申請手続きの簡素化
 - ・株式会社による学校設置の容認
 - ・幼稚園と保育所を一体的に運営するために、保育所において保育所児と幼稚園児を合同保育することを容認
 - ・保育行政と幼児教育行政を一体的に進めるために、保育の実施に係る権限を教育委員会へ委任することを容認
 - ・都市住民の就農等の農地取得を容易にするために、農地の権利移動後の合計面積の要件(都府県は50a、道は2ha)を緩和
 - ・公有水面埋立地の有効活用のために、用途変更等の制限期間を短縮(港湾区域において10年→5年)
 - ・留学生に安価な住宅を提供するために、公営住宅の目的外使用を容認
- 等

【全国で実施】

- ・地方公務員の勤務形態を弾力化するために、常勤職員の勤務時間の短縮を可能とする制度の導入
 - ・就職先が決まらない留学生に対して、卒業後最長180日間の「短期滞在」資格を付与
 - ・民間活力による運営を図るために、総合保税地域の許可要件を緩和（地方公共団体の出資比率要件10%→3%）
 - ・介護保険料等のコンビニエンスストアにおける収納代行を容認
 - ・バイオ燃料の導入促進のために、ガソリン品質の強制規格におけるアルコール混入比率許容値を明確化
 - ・違反広告物の簡易除去措置の対象範囲の拡大
 - ・産業廃棄物処理施設で、同一性状の一般廃棄物の処理を実施
- 等

地方公共団体や民間から出された提案のうち、構造改革の突破口たる特区において実現すべき規制改革として、重点的に調整を図っている主な事項は次のとおりである。

1. 教育分野

要望内容

株式会社、NPOなど学校法人以外の形態で学校を設置し、不登校児や障害児への教育やビジネスに結びつけた教育など、特色ある教育を行いたい。その際、現行の私立学校のように、私立学校審議会への付議や都道府県知事の認可の手続きが障害にならないようにしたい。

文部科学省の回答ぶり

- ・構造改革特区において、特別なニーズがある場合は、株式会社が学校設置主体となるよう特例措置を講じる。（情報公開、第三者評価の実施、学生等の修学機会確保のためのセーフティネットの整備が必要）
- ・NPO等学校法人以外の非営利法人は、評議員制度や学校経営に必要な財産の保有要件などが無いなど、学校の設置主体にふさわしい制度設計がなされていないため、学校設置主体とすることは困難。学校法人の設立要件を緩和することによって対応する。（NPOからの提案は、私学助成金も必要としており学校法人の方が要望を充たす。）
- ・都道府県知事の私立学校の認可権限を市町村長に移譲することについては、現行制度上都道府県が条例を制定することにより可能。
- ・私立学校審議会への付議については、私学に対する専門性と適正性を確保する観点から必要。私立学校審議会のあり方については平成14年度中に結論を出すべく検討中。

当方の考え

- ・株式会社のみ参入を認めてNPO等非営利法人の参入を認めないことは論理的にもおかしい。株式会社を認める条件と同様に情報公開、第三者評価の実施等の要件を課すとともに、認証NPO法人に限定することで文部科学省の懸念は払拭できるはず。
- ・形式上、株式会社等の参入を認めたとしても、都道府県知事の認可が下りなかったり、私学審議会で調整をしたりすると、事実上株式会社等が参入できない。総理が認定した特区についてはこのような手続きを不要とし、新たな学校の設置の認可権限を構造改革特区を管轄する地方公共団体の長に委ね、私立学校審議会への付議を不要とすべき。

要望内容

民間のノウハウを活用したり、地域の教育ニーズを実現するために、公設民営方式による学校（公立の学校の運営・管理を民間が行う。）を設置したい。

文部科学省の回答ぶり

- 公立学校の管理運営を第三者に包括的に委託することは、学校設置者としての責任放棄であり、到底認められない。
- 地方公共団体が出資して第三者と共同で学校法人を設立し、地方公共団体が土地や施設等を当該学校法人に提供することは可能。

当方の考え

- 保育所、特養ホームなどは既に公設民営が認められているところであり、学校だからといって公設民営を導入したとしても設置者の「責任放棄」になるとは言えない。現に地方公共団体から出されている提案は、地域の教育のレベルアップを図るものであって、責任を放棄しようとするものではない。（たとえば、杉並区は区長、教育委員会が協議し、地域住民の要望にあった運営委託をすとしてしている。）
- 設置者が責任を果たしうるような、たとえば委託契約に際しての条件を示し、かつ私学助成や義務教育国庫負担との関係を整理することで、公設民営型の学校設置を認めるべき。

要望内容

幼稚園と保育所を併設し一体的に運営するという形ではなく、同一の設置主体が同一の施設、職員により運営するという完全な「幼保一元化」を実現したい。そのため、以下の規制改革を実現してほしい。

- ①「保育に欠ける」子だけではなく、誰でも保育所に入所できる。
- ②保育所の「調理室」設置義務の廃止等により幼稚園と保育所の施設設備基準を統一する。
- ③幼稚園教諭免許と保育士資格の違いによらず、保育又は幼児教育のどちらも行えるようにする。
- ④幼稚園教諭と保育士の配置基準や、幼稚園教育要領と保育所保育指針を一本化する。

文部科学省及び厚生労働省の回答ぶり

- ・保育所を所管する厚生労働省、幼稚園を所管する文部科学省ともに、保育所、幼稚園のそれぞれの異なる機能、役割があるとした上で、制度を一元化するのではなく、運用の改善で既に保育所と幼稚園を一体的に運営できるようにしていると主張。（厚生労働省は、今回保育所における保育幼児と幼稚園児の合同保育を容認）

当方の考え

- ・保育所、幼稚園の機能、役割については国が一律に規定すべきものではなく、多くの地方公共団体等から提案が出されていることを踏まえ、特区において幼保の制度的な一元化を試行してみるべき。

3. 医療分野

要望内容

資金調達方法を多様化し、患者ニーズに合った医療を提供するために、株式会社形態による病院の開設を認めてほしい。

厚生労働省の回答ぶり

- ・株式会社は利潤を最大化して株主に配当することがその本質であるため、売上の増大による利益確保のインセンティブから、
過剰診療や収益性の高い医療分野へ集中を招く。
医療費の高騰によるさらなる国民負担の増大をもたらすおそれがある。
 コスト削減のインセンティブから人件費の削減や不採算医療から撤退のおそれがある。
- ・既存の株式会社立病院は、従業員の福利厚生目的であって、営利を本来の目的としていないため、営利目的の株式会社立病院と同列に論じられない。
- ・なお、現在「医業経営のあり方に関する検討会」において、今年度末を目途に検討している。

当方の考え

- ・現在既にある62の株式会社病院では特に問題は生じていないし、多くの患者は親会社の従業員以外である。
- ・従来は日本で受けられなかった高度先進医療など、患者のニーズに応じた医療を提供できる。
- ・資金調達の多様化、効率的な経営ができる。
- ・以下のような要件で特区で先行的に実施することはできないか。
高度先端医療に限定
 毎年度、構造改革特別区域推進本部の評価委員会において、過剰診療、医療費の高騰等の懸念事項が生じているかについて定量的に評価

要望内容

特定療養費制度の拡充ではなく、一般的に保険診療と保険外診療を併用(いわゆる「混合診療」)することにより現場の判断と患者の選択に応じた医療を提供したい。

厚生労働省の回答ぶり

- ・ 保険診療と保険外診療の併用を一般的に認めることは、不当な患者負担の増大や安全性の確保等の観点から適当でない。
- ・ 保険給付の内容を特定の地域に限って変更すると、全国の保険者の財政に影響を与える。
- ・ 患者ニーズの多様化や医療技術の急速な進歩に対しては、特定療養費制度を活用することにより対応しており、平成14年4月より医療用具にかかる治験を追加する等その対象については順次拡大してきている。

当方の考え

- ・ 以下のような要件で特区で先行的に実施することはできないか。
高度先端医療を提供する特定の病院に限定（特定の診療方法、薬剤等ではなく、当該病院に包括的に認める。）
患者に対する適切な情報提供、合意の獲得を義務付け
毎年度、構造改革特別区域推進本部の評価委員会において、過剰診療、保険財政の圧迫等の懸念事項が生じているかについて定量的に評価

要望内容

日本人医師ではできないような高度先進医療や在日外国人向けの医療を、相互主義によらずに外国人の医師を招聘することで実現したい。

厚生労働省の回答ぶり

- ・ 日本の医師免許を有していない者に一般的に医療行為の実施を認めることは、患者の生命・身体の危険を伴うことになるため不適切。
- ・ 医療行為の実施には、医学及び公衆衛生に関する高度に専門的な地域、技能を必要とすることから試験制度を採用している。
- ・ 臨床修練制度を活用すれば外国人医師が診療をできる。また外国人向けの医療は相互主義により対応している。

当方の考え

- ・ 以下のような要件で特区で先行的に実施することはできないか。
 - (1) 日本人に対する診療の容認（「臨床修練制度」のような知識・技能の修得を目的としない）
 - ・ 欧米の先進国における医師に相当する資格を持っているとともに、学会等において高い評価がなされていること等我が国の医療の発展に必要な医師であることについて、特区認定時に厚生労働大臣が同意
 - (2) 外国人への診療
 - ・ 相手国の病院等の推薦の下に、英語による試験を実施し、相互主義に基づかなくても外国人医師の診療を容認

要望内容

病院、診療所等への医師、看護師等医療関係の有資格者について、労働者派遣を認めてほしい。

厚生労働省の回答ぶり

- ・労働者派遣を容認すると、チームとしての医療を提供する中で、お互いの能力把握や意思疎通が不十分となり、患者の生命、身体に危機が及ぶおそれがあるため、慎重な検討が必要。
- ・たとえ、チームごとに派遣したとしても、派遣先医療機関が事前に労働者を特定できないこと、医療提供の責任が分散することから問題がある。
- ・社会福祉施設等に対するものについては、今年度中に派遣を解禁。
医療機関への医療関係業務の派遣の可否については、平成16年度中に検討し結論。

当方の主張

- ・派遣といっても、そもそも有資格者が対象であり、その技量等はあらかじめ病院等で指定できるはず。
- ・厚生労働省の反論には合理性があまり見出せず、また、平成16年度中の検討では、結論実施時期も明確ではないため、特区において先行的に実施すべき。
- ・毎年度、構造改革特別区域推進本部の評価委員会において、派遣労働者が原因で患者の生命、身体に危機が及ぶような事態が生じたかについて評価を実施。

4. その他の分野

要望内容

効率的な輸送をするために、完成車積載トレーラーの高さ制限を、特定ルートに限って3.8mから4.1mに引き上げてほしい。

要望内容

酒類製造の免許要件の特例(年間製造見込数量の下限の引下げ)を設け、農家民宿等で「どぶろく」などを製造することを認めてほしい。

要望内容

農業への株式会社の参入について、特区法で認められている「貸付け」方式だけでなく「所有」方式でも認めてほしい。